

(仮称) 魚津市地域振興会組織条例(案) 及び 魚津市自治基本条例一部改正(案)
に関するパブリックコメント実施結果(公表分)

■実施期間：令和6年12月18日(水) から令和7年1月17日(金) まで

■提出者数：3名(うち1名分は非公表希望のため公表しない。)

■提出意見とそれに対する市の見解等

①(仮称) 魚津市地域振興会組織条例(案) / ②魚津市自治基本条例一部改正(案)

No	番号	ご意見	魚津市の見解等
1-1	①	・(市長の役割) 第9条「……に努めるものとする。」を魚津市自治基本条例第26条の整合性から「……に努めます。」に訂正。 ・(交付金の交付) 第10条「……交付するものとする。」を「……交付します。」に訂正	魚津市自治基本条例は、市民自治の確立を図ることを目的として、本市の自治の基本を定めた最高規範として位置づけられており、条例策定当時の協議過程において、市民に広くご理解いただき、親しみやすい内容とするため、敬体(いわゆる丁寧語)の文としています。 今回の条例案で一般的な法の条文で用いられる常体としていますが、訂正のご意見の表現と同意義であると考えています。
1-2	②	・(魚津市自治基本条例の)(市長等の役割及び責務) 第13条には各項目には「……しなければなりません。」となっています。市長・議員は市民が直接選ぶ2元代表制でありその観点から、(議会の役割及び責務) 第10条第1項と第3項及び(開かれた議会) 第11条各項・(議員の役割及び責務) 第12条第2項・第3項には「……努めるものとしします。」となっているものを「……に努めなければなりません。」に改正すべきです。 議会に検討を考えてもらうようお願いします。	今回の見直し過程におきまして、魚津市議会に対し、自治基本条例の見直しの必要性について照会させていただきましたが「見直しの必要なし」として、回答をいただいたところです。 同条例第29条に規定する今後の見直しの機会をとらえて、条例の規定通りの見直しを行ってまいりたいと考えています。
1-3	その他	条例策定にあたり各地区で早急に説明会を開催し次のことについて協議すべきと思います。 記 1. 市条例(案)と地域振興会との規約の整合性について 2. 市が行っている各事業と条例(案)での地域振興会の事業との関連について 3. 地域振興会のまちづくり計画策定状況について 4. この機会に指定管理者制度に向けた取り組み、進め方等について 5. その他地域振興会の諸課題について ※この条例(案)と市コミュニティセンター条例との関連はないの？	これまでに、市内各地域振興会長で構成する魚津市自治振興会連合会の会議や、魚津市市民自治推進会議における条例制定に向けた協議状況等を市ホームページで公表するなど、情報共有に努めてまいりました。 まずは、13地区の地域振興会の役職員に対し、機会をとらえて丁寧に説明していくように努めます。

No	番号	ご意見	魚津市の見解等
2-1	①	・法人はすべて根拠法によって要件、組織、決議等が規定されている地域振興会を各地域の運営組織として充実させていくには、民主的な運営を担保する、条例による最低限の規定が必要である。 【修正意見】 ・魚津市地域振興会組織条例 ➡ 魚津市地域振興組織条例 ・文中の地域振興会を地域振興組織とする。 ・第5条 要件 (1)(2) 変更しない (3) 代表者および監事を置かなければならない。代表者および監事は総会で選任する。 (4) 地域振興組織の代表者は組織のすべての事項で組織を代表する。 (5) 監事は組織の業務執行及び会計について監査する。 (6) 1. 総会は年1回決算終了後3か月以内に開催しなければならない。 2. 構成員の5分の1以上から請求があったときは総会を開催しなければならない。 3. 代表者は必要と認めたときはいつでも総会を招集することができる。 4. 事業報告及び計画決算及び予算、役員改選、規約の改正は総会の決議を要する。 5. 総会は構成員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成で決議する。ただし規約の改正は出席者の3分の2以上の賛成で決議する。 6. 総会は自治会、地域活動団体、事業所の各代表者を構成員として開催することができる。 7. 総会の議事については議事録を作成しなければならない。 【参考】 ・以下のとおり構成員に関しては検討すべき問題点が多い。 - 第5条(2) 地域の住民等すべてが構成員の対象であること この規定は地域住民の総意に基づくという視点からは必要のように思えるが、一方で現在の地域振興会等は自治会と地域活動団体の連携協力に基づいて活動している実態から、自治会に加えてすべての個人を対象とする必要はないのではないかな。 また住民等全ての構成員を総会の構成員とすると総会の開催自体が困難となる。 地域振興会興会は組織的には認可地縁団体に近いと思われるが、地方自治法では地域活動団体の加入が認められない等、実態に合わない部分もある。 地域振興会に特化した法整備を行う必要があるのではないかな。	本条例（案）では、平成18～27年度にかけて市内13地区に既に設立されている「地域振興会」の位置づけや役割について大枠として条例で規定することを主たる目的としております。 法人の定款等で定めているような総会（会議）等に関する事項につきましては、地域振興会それぞれの規約で定められていると思いますが、現時点ではその詳細まで条例に規定することは困難であると考えております。 いただいたご意見については、1つの課題として認識し、受け止めさせていただきます。 なお、令和6年の地方自治法の一部改正により、「指定地域共同活動団体」制度が創設されました。 この制度を導入するかどうかについては、各自治体の判断に委ねられておりますが、指定要件等について条例で定める必要があるとされており、いただいたご意見を含めて地域振興会の今後のあり方と合わせて研究していきたいと思っております。

No	番号	ご意見	魚津市の見解等
2-2	②	・ 13 地区の名称が異なるので地域振興会を地域振興組織とする。 第 25 条 【修正】（３）地域振興会 ➡ 地域振興組織 【追加】地域振興組織の要件等については別に条例で定める。	現在、魚津市自治振興会連合会において、13 地区の組織名称が異なる点について統一化が図れないか協議されているところですが、魚津市自治基本条例で地域運営組織の総称として「地域振興会」と規定した経過があり、従来どおりの条文としたいと考えております。